

# 8 エレベータ

## 【基本的な考え方】

車いすやベビーカーを使用している人をはじめ、階段の利用が困難な人にとって、エレベータは利便性の高い垂直移動の方向となります。垂直移動が必要な施設には、適切な位置にエレベータを設置し、高齢者、障害者等が安全に、かつ円滑に利用できるように配慮することが必要です。また、案内表示、制御装置等についても配慮が必要です。

### 構造等基準

項目	整備水準	解説
利用円滑化経路「14-2」  必要階への停止 出入口の有効幅員 かごの奥行き 乗降ロビー  制御装置  表示装置	ホ 利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）及びその乗降ロビーは、次に定める構造であること。  (1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 (2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上であること。 (3) かごの奥行きは、内法が135cm以上であること。 (4) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法が150cm以上であること。 (5) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。 (6) かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置が設けられていること。 (7) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること。	利用円滑化経路を構成する1以上のエレベータについて整備する必要があります。  車いすが通過できる幅員です。  高さは、100cm程度とします。
利用円滑化経路「14-2」 用途面積が2,000㎡以上の施設に設けるエレベータの構造  かごの有効幅員 車いす転回スペース  鏡  手すり	(8) 学校（特別支援学校を除く。）、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等及び工場以外の公共的施設で用途面積が2,000㎡以上のものの利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定めるもののほか、次に定める構造であること。  (一) かごの有効幅員は、140cm以上であること。 (二) かごは、車いすの転回に支障がない構造であること。 (三) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡が設けられていること。 (四) かご内には、その両側面に手すりが設けられていること。	不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する用途面積が2000㎡以上の施設である場合には、利用円滑化経路を構成する1以上のエレベータについて整備する必要があります。  140cm×140cm以上の転回スペースを確保します。  手すりの高さは、75cm～85cm程度とします。
利用円滑化経路「14-2」 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベータの構造 音声案内	(9) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機（特殊な構造等の昇降機を除く。）及び乗降ロビーにあっては、(1)から(8)までに定めるもののほか、次に定める構造であること。ただし、建築物である路外駐車場に設けるものである場合は、この限りでない。  (一) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置が設けられていること。	不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設である場合には、利用円滑化経路を構成する1以上のエレベータについて整備する必要があります。

# エレベーター

項目	整備水準	解説
●点字表示等  ●音声誘導	(二) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であること。  (三) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられていること。	
利用円滑化経路「14-2」 ●表示	(10) 乗降ロビー又はその付近には、当該昇降機及び昇降ロビーが(1)から(9)までの定める基準に適合するものである旨が見やすい方法により表示されていること。	
利用円滑化経路「14-2」  ●エレベーター（特殊な構造等 の昇降機） ●かごの有効幅員と奥行き ●車いすの転回スペース	へ 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、次に定める構造であること。 (1 エレベーターにあつては、次に定める構造であること。 、 (一) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものであること。  (二) かご有効幅員が70cm以上で、かつ、奥行きが120cm以上であること。  (三) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの床面積が十分に確保されていること。	利用円滑化経路をエレベーター（段差解消機など）で構成した場合、1以上のエレベーターについて整備する必要があります。
利用円滑化経路「14-2」 ●表示	(3) 昇降機の付近には、当該昇降機である旨が見やすい方法により表示されていること。	

# エレベータ

## 設計標準

項目	整備水準	解説
昇降機の設置 設置位置 出入口有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する1以上の昇降機を整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設置します。</li> <li>エレベータは、主要な経路に隣接した位置に設置します。</li> <li>かご及び乗降路に出入口の有効幅員は、90cm以上とします。</li> </ul>	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p> <p>[BF] 利用円滑化誘導基準 車いすで通過しやすい幅員です。</p>
かごの寸法	<ul style="list-style-type: none"> <li>かごの幅は、160cm以上とします。</li> </ul>	
かごの床面	<ul style="list-style-type: none"> <li>かごの床面仕上げは、車いすの回転移動に支障のないもので、かつ、滑りにくいものとします。</li> </ul>	
かごの隙間	<ul style="list-style-type: none"> <li>かご到着時には、乗降口ビ - とかごの間隔をできるだけ狭くし、かつ、段差が生じないようにします。</li> </ul>	
扉の安全対策 鏡	<ul style="list-style-type: none"> <li>かごの出入口に、利用者を感知して扉の閉鎖を自動的に制御する光電装置などを設けます。</li> <li>かご内に、鏡を設置します。</li> <li>鏡の幅は、扉寸法より大きくします。</li> <li>鏡は、割れにくい安全性の高いものとします。</li> </ul>	<p>床上20cm程度及び60cm程度の2カ所で感知させます。</p>
階数表示 乗降口ビ -	<ul style="list-style-type: none"> <li>かごの階数表示は、大きくわかりやすいものとします。</li> <li>乗降口ビ - は、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とします。</li> <li>乗降口ビ - の床には、点状ブロック等を制御装置側に寄せて敷設します。</li> </ul>	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
制御装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>かご内には、車いす使用者が操作しやすいように両側に制御装置を設けます。</li> <li>制御装置には点字表示を行います。</li> <li>制御装置の操作ボタンは、視覚障害者が認知しやすい方式とします。</li> </ul>	<p>タッチセンサ - 式のボタンは認知しにくい場合があります。</p>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>かご内には、その両側面に手すりを設けます。</li> </ul>	

## 望ましい配慮

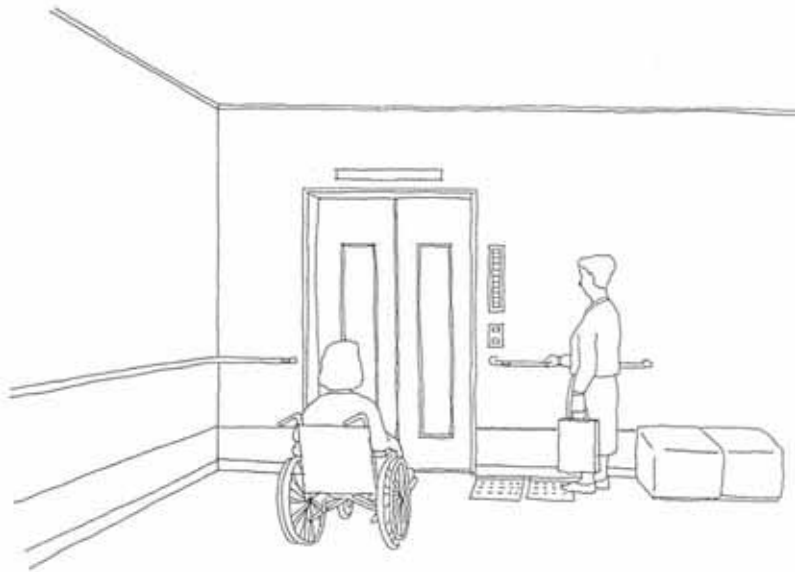
項 目	整 備 水 準	解 説
キックプレ - ト ガラス窓 安全対策 定員超過案内 乗降ロビ - の 音声案内音 制御装置の高 さ 休憩設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かご内の側板にキックプレ - ト（車いす当たり）を設けます。</li> <li>・ かご内部が見えるように、エレベ - タ - 扉にガラス窓を設置します。</li> <li>・ 車いす使用者等用の制御装置が操作された場合には、扉の開閉時間が通常より長くなるよう設定し安全に配慮するとともに、利便性にも配慮し、閉ボタンも併設します。</li> <li>・ かご内には、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡可能なモニタ - 等の設備を設けます。</li> <li>・ 定員超過（過負荷）であることを案内する音声設備や表示灯を設置します。</li> <li>・ 複数のエレベ - タ - を設置する場合は、視覚障害者対応エレベ - タ - の到着音を異なる案内音とすることにより、視覚障害者を的確に誘導するよう配慮します。</li> <li>・ 乗降ロビ - 、かご内の車いす使用者用制御装置の高さは、100cm程度の基準ですが、電動車いす使用者等には高すぎる場合もあるので十分な配慮が必要です。</li> <li>・ 乗降ロビ - には、高齢者などが休憩できる、いすやベンチなどを設置します。</li> </ul>	<p>開放時間は10秒程度とします。</p> <p>80cm ~ 100cm程度の範囲で十分な検証を行います。</p>

# エレベータ

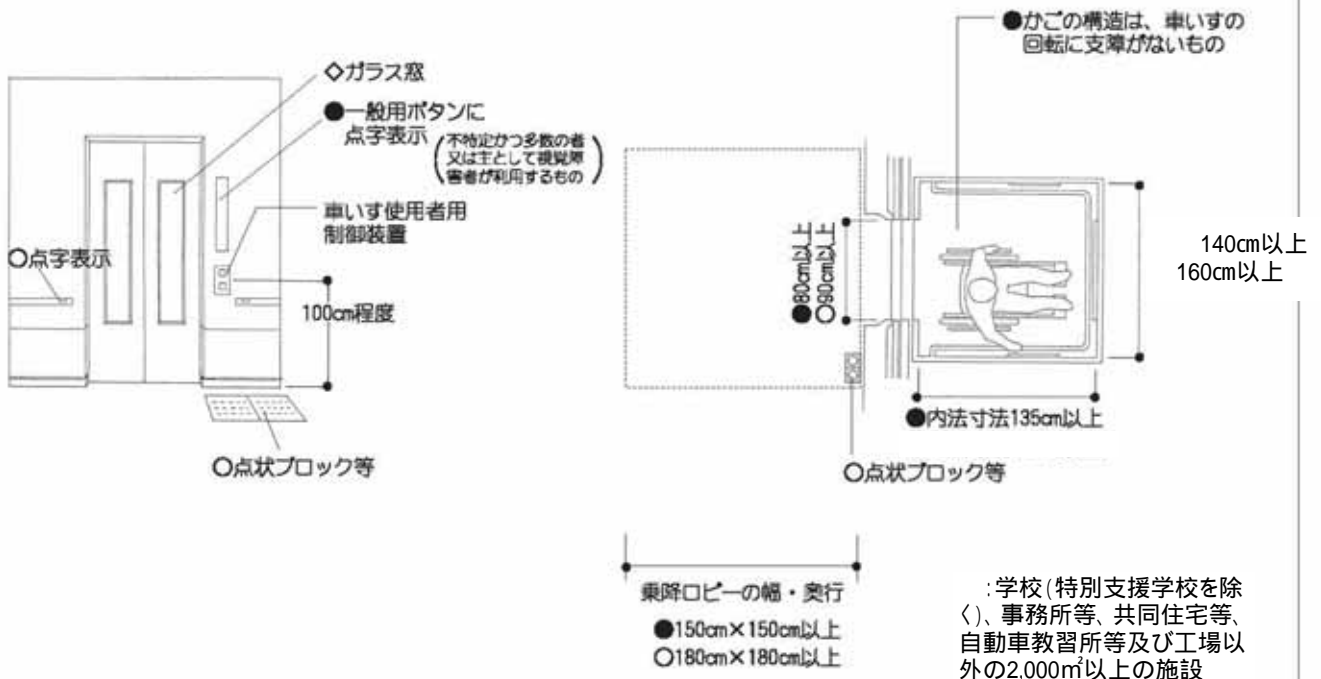
## エレベータの構造等基準一覧表

	利用円滑化経路を構成するエレベータ		
	多数の者又は主として 高齢者、障害者等が利 用できるもの	不特定かつ多数の者 又は主として高齢者、 障害者等が利用する もの(用途面積2,000m <sup>2</sup> 以上の施設)	不特定かつ多数の者 又は主として視覚障 害者が利用するもの
必要階停止			
出入口有効幅員	80cm	80cm	80cm
かご / 奥行き	135cm	135cm	135cm
/ 有効幅員	-	140cm	140cm
/ 制御装置(車いす対応)			
/ 表示装置(停止予定階、現在位置)			
/ 転回(車いす対応)	-		
/ 鏡	-		
/ 手すり(両側)	-		
/ 制御装置(点字表示)	-	-	
/ 音声案内(到着予定階、戸の閉鎖)	-	-	
/ 音声案内(昇降方向)	-	-	
乗降口ピ - / 高低差排除			
/ 幅・奥行き	150cm	150cm	150cm
/ 制御装置(車いす対応)			
/ 表示装置(昇降方向)			
/ 制御装置(点字表示)	-	-	
/ 表示装置(昇降方向)	-	-	

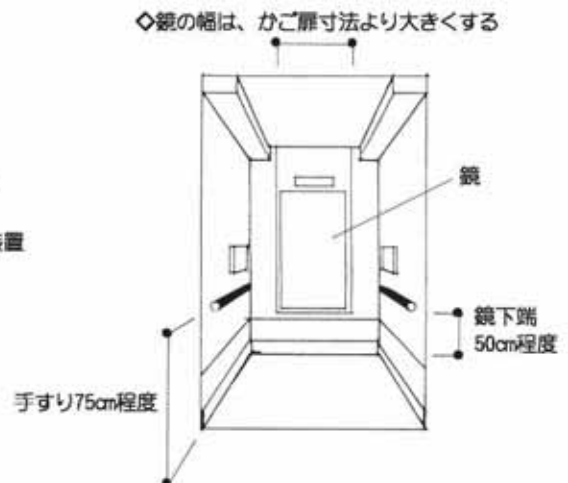
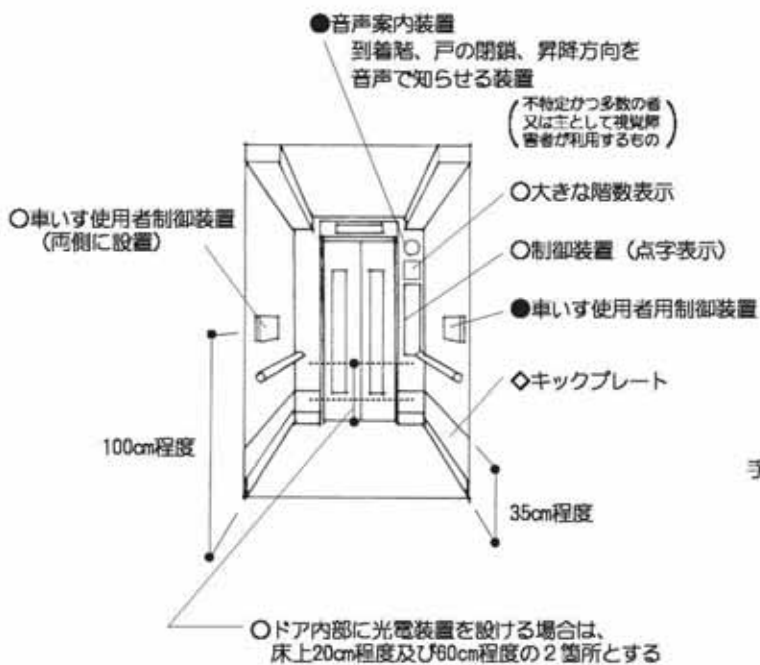
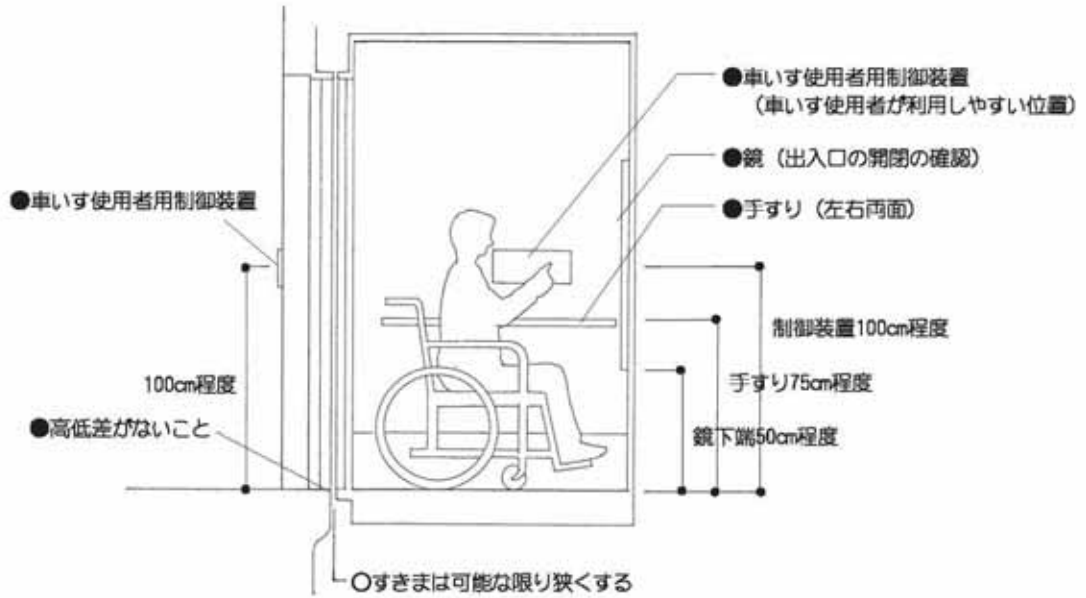
## 乗降ロビーの整備例



## エレベーターの仕様



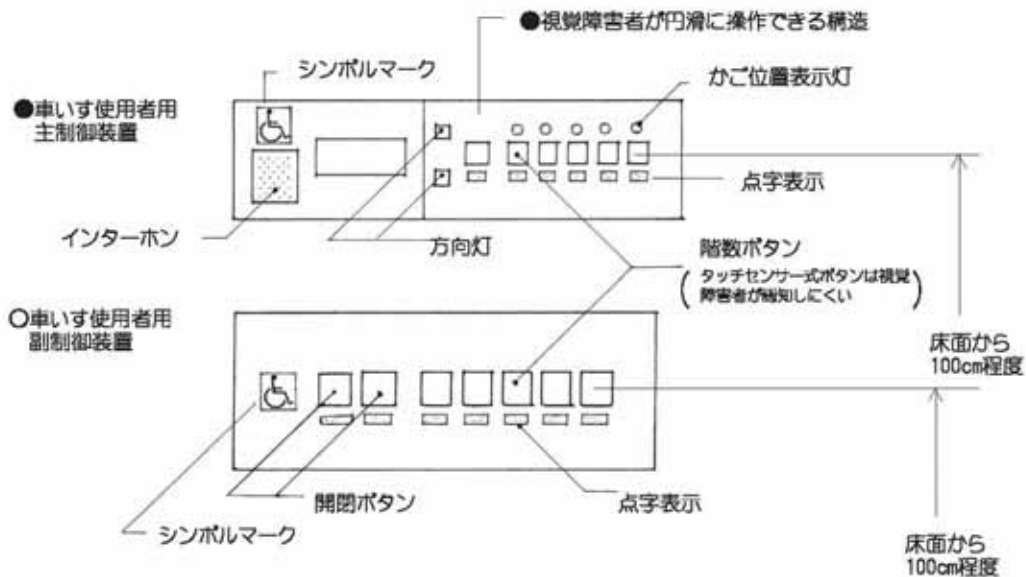
## エレベーターのかごの仕様



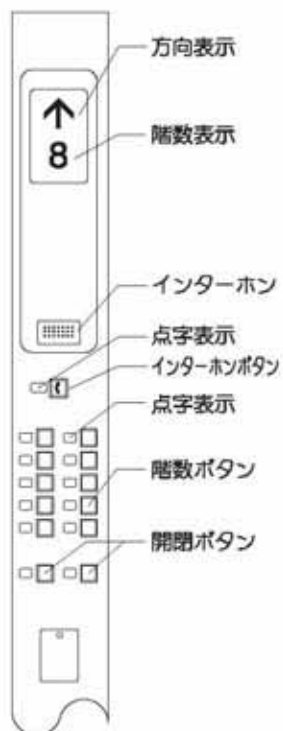
# エレベーター

## エレベーターの操作盤の例

### 横型操作盤



### 縦型操作盤



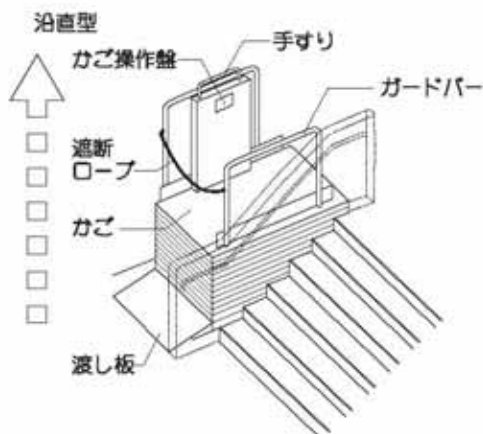
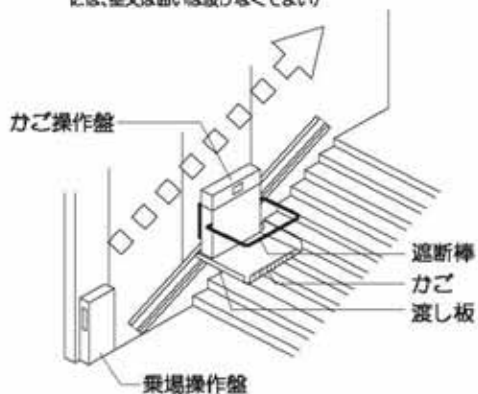


# エレベータ

## 特殊な構造又は使用形態のエレベーターの例

### ●「14-2」特殊な構造または使用形態のエレベーター（建設省告示第1413号）の例

斜行型（乗降客物検知装置を設置した場合には、壁又は扉は設けなくてよい）



## エレベータ - 乗り場ボタン及びかが内操作盤の点字表現の例

呼称	乗り場ボタン			かが内操作盤						
	昇り	降り	乗り場階床数	戸開	戸閉	インターホン呼	行先ボタン			
視覚者マーク(例)	↑	↓	5	◀▶	▶◀	呼	B1	M2	6	R
点字	ウエ	シタ	5カイ	アケ	シメ	ビジョー	チカ1	チュー2	(6) 数符	オク